

社会保険 おかやま

200号記念

1980

11

特集 / 改正された厚生年金



シリーズ / 名勝、古跡をたずねて

③1

羽山溪……川上郡成羽町

成羽川の支流、島木川の上流約4km付近の川上郡成羽町羽山にある石
灰岩がつくる溪谷。

高梁川上流県立自然公園に属し、秋の紅葉はとくに美しい。
谷の中腹を県道坂本宇治下原線が通り谷底には遊歩道もつくられてい

る。
その他、天竜ダム、石灰岩の洞穴である棲竜洞（穴小屋）、不動滝など
見るべきものも多い。
硯石統石灰礫岩の通称羽山石は庭石として珍重されている。

……としておくと便利です

厚生年金

年金制度は、五年ごとに財政再計算と制度全般の改正が行われていますが、昭和五十五年度の改正は、前回（五十一年度）以後の社会経済情勢の変動に対応して、一年くりあげて実施されたものです。

今月号では、主な改正点を、お知らせします。

給付内容の改善

□基本年金額の引上げ

厚生年金保険では、保険給付は、基本年金額をもとに計算されますので、基本年金額が引上げられると、老齢年金、障害年金、遺族年金などすべての年金額が、引上げられることとなります。

一 定額部分の引上げ

定額部分は、現在、被保険者期間一月につき、千六百五十円で計算されていますが、この単価が二千五百円に引上げられます。

改正前の単価千六百五十円は、昭和五十一年の改正で定められたもので、その後三回のスライドにより約千九百九十一円の実質価値をもっていますが、この単価が二千五百円に

別表(1)
標準報酬月額の見直し率

期 間	改正前の再評価率	改正後の再評価率
昭33年3月以前	6.39	9.07
昭33年4月～34年3月	6.25	8.88
昭34年4月～35年4月	6.17	8.76
昭35年5月～36年3月	5.10	7.24
昭36年4月～37年3月	4.72	6.70
昭37年4月～38年3月	4.26	6.05
昭38年4月～39年3月	3.91	5.55
昭39年4月～40年4月	3.60	5.11
昭40年5月～41年3月	3.14	4.46
昭41年4月～42年3月	2.89	4.10
昭42年4月～43年3月	2.81	3.99
昭43年4月～44年10月	2.49	3.54
昭44年11月～46年10月	1.90	2.70
昭46年11月～48年10月	1.65	2.34
昭48年11月～50年3月	1.17	1.66
昭50年4月～51年7月		1.42
昭51年8月～53年3月		1.16
昭53年4月～54年3月		1.06

ました。

子の場合、第一子、第二子は二万四千元（月額二千元）から六万円（月額五千元）に、また、その他の子は、四千八百円（月額四百円）から二万四千元（月額二千元）に、それぞれ引上げられました。

二 配偶者が他の年金を受けるとき
の加給年金の調整

配偶者が、老齢年金、障害年金等自分の年金をうける場合は、加給年金を支給しないことになりました。

（※この取扱いは、今回の改正後に受給権が発生する年金について適用され、すでに加給年金が支給されている場合は、改正後もその支給が続けられます。ただしこの場合の支給額は改正前の額七万二千元です。）

□加給年金額の引上げと調整

一 加給年金は、配偶者の場合、七万二千元（月額六千元）から十八万円（月額一万五千元）に引上げられ

この再評価を行った結果の平均標準報酬月額が四万五千元に満たないときは四万五千元とされます。

標準報酬月額の再評価は、昭和五十年三月以前の期間に六・三九～一・一七の率を乗じていましたが、別表(1)の区分で五十四年三月以前の期間に九・〇七～一・〇六の率を乗じて得た額にされました。

特集

改正された

□年金額の水準

老齢年金の標準的な額を、直近男子の平均月収（平均標準報酬月額）の60%を確保することを目的に引上げられました。

□老齢年金の改正

- 一 老齢年金の額（基本年金額＋加給年金額）が引上げられました。
- また、通算老齢年金についても、基本年金額が引上げられました。
- 二 在職老齢（通算老齢）年金支給要件緩和

① 六〇才から六四才の場合

この年金の支給範囲が拡大され、標準報酬月額上限の区分が、別表(2)のとおり改正されました。

② 六五才以上の場合

在職する六五才以上の老齢年金、通算老齢年金受給者についての、標準報酬月額による区分も、別表(2)のとおり改正され、標準報酬月額が十五万円以下の場合、金額が支給されます。

③ 受給権発生時期の改正

（請求主義の改正）

在職中六〇才〜六五才未満でうけるときは、今までは支給要件を満たしたとき請求によって受給権が発生

していましたが、改正により受給要件を満たしたときに受給権が発生することとなり、その時点にさかのぼって支給されることになりました。

別表(2)

在職老齢(通老)年金の基本年金額の支給率

年齢	標準報酬月額	支給率
65才以上	150,000円以下	10割
	160,000円以上	8割
60才	45,000円～92,000円	8割
	98,000円～126,000円	5割
64才	134,000円～150,000円	2割

④ 在職老齢(通算老齢)年金

六五才、七〇才時の改定

在職老令(通算老齢)年金の六五才または、七〇才時の改定を、その請求時としていたのが、年齢到達時点で改定することとし、その年令に該当した翌月から改定されることになりました。

⑤ 六五才未満の年金受給者が

再就職した場合の改正

退職して老齢(通算老齢)年金をうけている人が、六五才未満で再就

職したときは、改正前は、年金をうける権利が消滅(失権)しておりましたが、改正により、失権せず、年金の支給を停止することとなりました。

ただし、再就職先での標準報酬月額が十五万円以下の場合、別表(2)の区分により基本年金額の二〜八割を減額した年金が支給されます。

以上のことから、老齢年金の受給権は死亡するまで、通算老齢年金の受給権は死亡するか老齢年金の受給権ができるまで、存続するようになりました。

□障害年金最低保障額の引上げ

障害年金の最低保障額が、四十七万八千円(月額三万九千八百三十三円)から、五十万六千六百円(月額四万八千八百円)に引上げられました。

□遺族年金の改正

一 寡婦加算額の引上げ

遺族年金額は基本年金額の半額に、加給年金を加えたものですが、子のいる寡婦、六〇才以上の寡婦には、この寡婦加算額が支給されますが、この加算額が、昭和十五年八月一日から、つぎのとおり引上げられました。

(次頁へつづく)

寡婦加算額

- 1 一八才未満の子、または一、二級の廃疾の状態にある子が二人以上いる寡婦
月額 七千円から二万七千五百円に
 - 2 一八才未満の子、または一、二級の廃疾の状態にある子が、一人いる寡婦
月額 五千円から一万円に
 - 3 六〇才以上であるとき(1、2に該当する人は除きます)
月額 四千元から一万円に
それぞれ引上げられました。
- 二 寡婦加算の調整
遺族年金の受給権者である妻が、他の制度から老齢年金または障害年金をうけられる間は、寡婦加算額の支給は停止されます。ただし、昭和五十五年八月一日前に受給権の発生している遺族年金の寡婦加算額については引き続き支給されますが、支給額は改正前の額となります。

三 最低保障額の引上げ

遺族年金の最低保障額が、四十七万八千円から、五十万六千六百円(月額四万八千八百円)に引上げられました。

これらの給付改善は、現在すでに支給をうけている人や、この改正案が、実施されるときまでに、受給権

が発生する年金についても、この改正が適用されます。

□標準報酬と保険料率の改正

標準報酬は、現在の勤労者の給与水準にあわせて、四万五千円から四十一万円までの、三五等級に改められました。くわしくは、本紙6ページをご参照ください。

保険料率の引上げは、給付に必要な財源である保険料を、各世代間に不公平のないよう、将来の被保険者数および受給者数の推移と年金水準などを、考えあわせたいうえ、つぎの別表(3)のとおり改められました。

なお、女子(基金加入者もふくむ)保険料率は、昭和五十六年六月以後、毎年六月には千分の一ずつ引上げて、将来は保険料率の男女差を解消することとしています。(別表(4)、(5))

実施時期

今回の改正は、昭和五十五年六月一日から実施されます。ただし、寡婦加算額についての改正は、昭和五十五年八月一日、標準報酬および保険料の改正は、昭和五十五年十月一日から実施します。



厚生年金など政府が行う年金制度の保険料は、年金給付にあてられるほか被保険者がマイホームを建設する場合に長期に低利で資金を融資することにも利用されています。

この融資は、原則として勤めている会社の事業主を通じて被保険者に貸付けられる転貸貸付けの方式がとられていますので、転貸の取扱いをしている会社は勤めている人の場合は事業主に借入れの申込みをして事業主が金融機関を通じて年金福祉事業団へ借入申込書を提出することになります。

ただし、この方式によることが困難な被保険者は、特に転貸業務を承認されている次の機関を通じて借入れの申込みをしてもらうことができます。

被保険者住宅
資金転貸貸付

●岡山県友愛年金福祉協会(岡山市本町二一八)
電話岡山(〇八六二) 三三一一二三九

●岡山県勤労者住宅生活協同組合(岡山市津島西坂一四一八)
電話岡山(〇八六二) 五四一一一三一

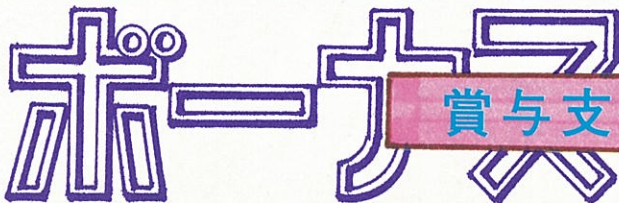
これは、次に掲げる被保険者の場合とされています。

- 一 厚生年金保険の第四種被保険者
- 二 厚生年金保険の新規適用後一年未満の事業所の被保険者
- 三 中小企業に使用される厚生年金被保険者で事業主を通じて転貸貸付けを受けることが困難と認められるもの
- 四 事業主の定める社内融資規定から除かれる厚生年金被保険者

を支払ったら

賞与支払届

忘れずに!



別表(4) 第2種被保険者(女子)の保険料率

昭和55年10月から昭和56年5月までの月分	1000分の89
昭和56年6月から昭和57年5月までの月分	1000分の90
昭和57年6月から昭和58年5月までの月分	1000分の91
昭和58年6月から昭和59年5月までの月分	1000分の92
昭和59年6月以後の月分	1000分の93

別表(5) 特例第2種被保険者(基金加入員女子)の保険料率

昭和55年10月から昭和56年5月までの月分	1000分の60
昭和56年6月から昭和57年5月までの月分	1000分の61
昭和57年6月から昭和58年5月までの月分	1000分の62
昭和58年6月から昭和59年5月までの月分	1000分の63
昭和59年6月以後の月分	1000分の64

別表(3)

保険料率表

種 別	改正前	改正後
第1種被保険者 (一般男子)	$\frac{91}{1000}$	$\frac{106}{1000}$
第2種被保険者 (女子)	$\frac{73}{1000}$	$\frac{89}{1000}$
第3種被保険者 (坑内夫)	$\frac{103}{1000}$	$\frac{118}{1000}$
第4種被保険者 (任意継続)	$\frac{91}{1000}$	$\frac{106}{1000}$
特例第1種被保険者 (基金加入員・一般男子)	$\frac{61}{1000}$	$\frac{74}{1000}$
特例第2種被保険者 (基金加入員・女子)	$\frac{47}{1000}$	$\frac{60}{1000}$
特例第3種被保険者 (基金加入員・坑内夫)	$\frac{61}{1000}$	$\frac{74}{1000}$

おことわり

このたびの厚生年金保険法の改正により、保険料率の引上げ、および標準報酬月額額の改定が行われましたが、社会保険事務所では、改正による切替事務に万全をつくしたところであり、国会での審議成立の時期、施行の遡及とこれに伴う膨大な改正関係事務が必要であったため、事業所のみなさまには、被保険者への通知ならびに保険料徴収事務等について、お手数をわずらわします。ご了承ください。



住居で生活する場合、採光、照明、通風、換気などとともに大切なことは適切な温度を保つことです。室温が一〇〜十三度以下になると皮膚温が低下し、手指の動きがぶくぶくなり、労働意欲が低下しがちとなるので、暖房が必要です。暖房時の温度は、軽作業の場合は二〇〜二二度がよくあまり過温の暖房はかえって健康をそこねやすいもので、過暖房による「かぜの頻発」はその好例です。暖房に際して、最も注意を要することは、不完全燃焼と換気不良による一酸化炭素中毒です。近頃、職場や家庭で夏季の冷房が普及するにつれ、冷房による健康障

害が目立ってきました。この冷房による健康障害の原因は、過冷却と、冷風の人体への直射があげられます。夏季には、人体は暑さに順応するようになっているので、室温をさげすぎると、自然の生理に逆行し身体の変調をきたします。夏の外気温が摂氏三二度とすれば、軽作業では二五度以下にする必要はありません。また冷房装置から吹き出す冷風を直接からだに受けますと、神経痛やリュウマチをおこしやすいので、風向きを変えたりして調節するか、ついたてを用いたりして冷風の直射をさけてください。また暖房と同様、部屋の換気に注意しましょう。



正しい冷暖房を!

健康保険 標準報酬／保険料月額一覽表

健康保険料／昭和53年2月分より
厚生年金保険料／昭和55年10月分より

標準報酬				保険料(被保険者負担分)						
等級 健康	厚 年	月 額 円	日 額 円	報酬の範囲 円以上～円未満	健康保険	厚生年金保険			厚生年金基金加入員	
						男 子	女 子	坑内夫	男 子	女 子
1	—	30,000	1,000	～ 31,500	1,200	—	—	—	—	—
2	—	33,000	1,100	31,500～ 34,500	1,320	—	—	—	—	—
3	—	36,000	1,200	34,500～ 37,500	1,440	—	—	—	—	—
4	—	39,000	1,300	37,500～ 40,500	1,560	—	—	—	—	—
5	—	42,000	1,400	40,500～ 43,500	1,680	—	—	—	—	—
6	1	45,000	1,500	43,500～ 46,500	1,800	2,385	2,002 ⁵⁰	2,655	1,665	1,350
7	2	48,000	1,600	46,500～ 50,000	1,920	2,544	2,136	2,832	1,776	1,440
8	3	52,000	1,730	50,000～ 54,000	2,080	2,756	2,314	3,068	1,924	1,560
9	4	56,000	1,870	54,000～ 58,000	2,240	2,968	2,492	3,304	2,072	1,680
10	5	60,000	2,000	58,000～ 62,000	2,400	3,180	2,670	3,540	2,220	1,800
11	6	64,000	2,130	62,000～ 66,000	2,560	3,392	2,848	3,776	2,368	1,920
12	7	68,000	2,270	66,000～ 70,000	2,720	3,604	3,026	4,012	2,516	2,040
13	8	72,000	2,400	70,000～ 74,000	2,880	3,816	3,204	4,248	2,664	2,160
14	9	76,000	2,530	74,000～ 78,000	3,040	4,028	3,382	4,484	2,812	2,280
15	10	80,000	2,670	78,000～ 83,000	3,200	4,240	3,560	4,720	2,960	2,400
16	11	86,000	2,870	83,000～ 89,000	3,440	4,558	3,827	5,074	3,182	2,580
17	12	92,000	3,070	89,000～ 95,000	3,680	4,876	4,094	5,428	3,404	2,760
18	13	98,000	3,270	95,000～ 101,000	3,920	5,194	4,361	5,782	3,626	2,940
19	14	104,000	3,470	101,000～ 107,000	4,160	5,512	4,628	6,136	3,848	3,120
20	15	110,000	3,670	107,000～ 114,000	4,400	5,830	4,895	6,490	4,070	3,300
21	16	118,000	3,930	114,000～ 122,000	4,720	6,254	5,251	6,962	4,366	3,540
22	17	126,000	4,200	122,000～ 130,000	5,040	6,678	5,607	7,434	4,662	3,780
23	18	134,000	4,470	130,000～ 138,000	5,360	7,102	5,963	7,906	4,958	4,020
24	19	142,000	4,730	138,000～ 146,000	5,680	7,526	6,319	8,378	5,254	4,260
25	20	150,000	5,000	146,000～ 155,000	6,000	7,950	6,675	8,850	5,550	4,500
26	21	160,000	5,330	155,000～ 165,000	6,400	8,480	7,120	9,440	5,920	4,800
27	22	170,000	5,670	165,000～ 175,000	6,800	9,010	7,565	10,030	6,290	5,100
28	23	180,000	6,000	175,000～ 185,000	7,200	9,540	8,010	10,620	6,660	5,400
29	24	190,000	6,330	185,000～ 195,000	7,600	10,070	8,455	11,210	7,030	5,700
30	25	200,000	6,670	195,000～ 210,000	8,000	10,600	8,900	11,800	7,400	6,000
31	26	220,000	7,330	210,000～ 230,000	8,800	11,660	9,790	12,980	8,140	6,600
32	27	240,000	8,000	230,000～ 250,000	9,600	12,720	10,680	14,160	8,880	7,200
33	28	260,000	8,670	250,000～ 270,000	10,400	13,780	11,570	15,340	9,620	7,800
34	29	280,000	9,330	270,000～ 290,000	11,200	14,840	12,460	16,520	10,360	8,400
35	30	300,000	10,000	290,000～ 310,000	12,000	15,900	13,350	17,700	11,100	9,000
36	31	320,000	10,670	310,000～ 330,000	12,800	16,960	14,240	18,880	11,840	9,600
37	32	340,000	11,330	330,000～ 350,000	13,600	18,020	15,130	20,060	12,580	10,200
38	33	360,000	12,000	350,000～ 370,000	14,400	19,080	16,020	21,240	13,320	10,800
39	34	380,000	12,670	370,000～ 395,000	15,200	20,140	16,910	22,420	14,060	11,400
—	35	410,000	13,670	395,000～	—	21,730	18,245	24,190	15,170	12,300

- 健康保険の保険料率は標準報酬月額の1000分の80。
- 厚生年金保険の保険料率は男子1000分の106、女子1000分の89、坑内夫1000分の118。
厚生年金基金加入員の保険料率は男子1000分の74、女子1000分の60。
- 保険料は事業主と被保険者が折半で負担。(ただし、任意継続被保険者は健康保険の2倍。第四種は一般男子の2倍。)
- 賞与等からの特別保険料は事業主が1000分の5、被保険者が1000分の3。
- 児童手当拠出金率=標準報酬月額の $\frac{1.2}{1000}$ 事業主全額負担。

支那だぶり

岡山東

スキーはひるぜんで!

健保「冬山の家」開設

先月号でお知らせしましたが、来年一月～二月中を蒜山国民休暇村と割引契約していますので、ご利用ください。

申込み方法

直接 国民休暇村フロントへ

電話 (〇八六七六六) 二五〇一

※割引等については、10月号をご覧ください。

岡山西

納入告知書の様式改正と

その取扱について

社会保険業務の新しい事務処理方式(オンラインシステム)の導入については、本紙等を通じお知らせしてまいりましたが、県下では最初に

告知板

年内支払分の給付金の請求書提出期限について

健康保険の傷病手当金や分俸費、育児手当金など各種給付金は、被保険者からの請求にもとづいて社会保険事務所で支払っています。本年もその事務処理期間を勘案し年内支払分の請求書受付期限を次のようにしておりますので、該当の方は請求書の記載内容をよく点検し、お

早めに提出して下さい。

もし、書類不備等で返戻され再提出された請求書の受付がこの期限を過ぎたものは来年早々の支払になりますのでご注意下さい。

岡山東社会保険事務所

十二月十五日(月)

岡山西社会保険事務所

十二月十五日(月)

倉敷社会保険事務所

十二月十五日(月)

津山社会保険事務所

十二月十八日(木)

高梁社会保険事務所

十二月十八日(木)

健康保険被保険者証について

被保険者証は、健康保険の被保険者であることを証明する大切な証書です。

次の場合はそれぞれすみやかに届け出(申請)をしてください。

① なくしたり、破れたら

「被保険者証再交付申請書」

② 診療の記録欄がいつぱいになったら

「被保険者証再交付申請書」

③ 名前が変わったら

「被保険者氏名変更届」

社会保険委員研修講座おわる

社会保険委員活動の強化と健康づくり事業の推進をはかるための社会保険委員研修講座が、去る十月二十二日、岡山第一セントラルビル九階ホールで、百六十余名の社会保険委員出席のもとにおこなわれました。

まず、益岡所長が社会保険の現状と題して、①オンライン化の前期計画、②政管健保被保険者の指導(医療費明細通知) ③厚生年金保険改正法案等について詳細説明があり、引続いて、湯浅社協常務理事の健康づくり事業推進の協力要請があつて、

岡山西社会保険事務所が実施されることになりました。

このため保険料等の納入告知書の様式が改正され、本年十二月(十一月分保険料)発行分から新しい納入告知書を使用いたします。

この新しい納入告知書はつぎの点に特に留意して取り扱い、納期限内に納入するようにお願いいたします。

1 用紙は三部複写で従来のものと

は逆に、「納入告知書・領収証書」

は三枚目になっております。

2 一枚目の「領収済通知書」は、岡山西社会保険事務所の「光学式

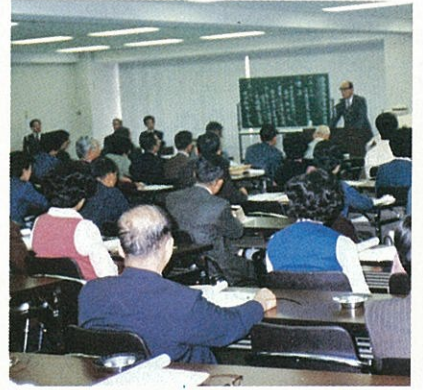
文字読取装置」で収納済記録の管理事務を行いますので次のことに充分注意してください。

① 開封の際は封筒の最右端を開いて納入告知書を切らないようにしてください。

② 汚したり、折り曲げたり、丸めたりしないでください。

③ ピンやホッチキスでとじたり、穴をあけないでください。

④ 三部複写でとじられていますので切り離さず納付場所に提出してください。



最後に、特別講演として、前岡山大学医学部講師 小林敏郎医学博士によつて、むし歯の正しい予防を主題としたむし歯とそれに起因する疾患についての貴重なお話がありました。とくに、益岡所長、小林先生ともに、特制カラースライドによつての説明は、解りやすく、全員が終始熱心に受講され、好評のうち終りました。

倉敷

社会保険委員研修講座おわる

さる十月二十三日に、倉敷社会保険事務所管内の社会保険委員を対象に、昭和五十五年度社会保険委員研修講座が、委員会、協会の共催により倉敷市民会館大会議室で開催されました。当日約二百余名の社会保険委員の出席を得て、倉敷社会保険事務所、水野所長の「改正される厚生年金」、岡山県立短大、三木教授の「職場の健康作戦」と題した講演等があり盛会に終りました。

十月分の保険料にかかる届書の締切りの繰上げについて

倉敷社会保険事務所では、昭和五

十五年十月分の社会保険料にかかる届書の締切りを、さきに改正された厚生年金保険の事務処理のため、止むなく十月末日に繰上げて締切っておりますのでお知らせします。

十二月の年金相談所あんない

十二月 九日(火) 井原市役所
十二月十六日(火) 倉敷市玉島支所

津山

社会保険委員推せん(解任)書の届出について

社会保険委員の方々には、日頃より社会保険行政が円滑に行なわれるよう、ご協力いただいているところであります。この制度は、適用事業所につき、代表者が推せんし、県知事が委嘱し一定の範囲で、その事業所の社会保険関係業務を行っていた

高梁

社会保険委員研修講座おわる

さる十月二十一日(新見山村開発センター)、十月二十八日(高梁総合福祉センター)に、管内の社会保険委員を対象に、社会保険委員活動強化月間の一環として健康づくり運動を含めた研修講座をそれぞれ開催しました。

高梁社会保険事務所、西村所長の「社会保険の概況」、平井業務課長の「厚生年金保険法改正」の説明の後、健康づくりの一環として順正短期大学、大崎先生の講演、健康体操の実技指導のほか、「健康への招待・気になる一日」の映画観賞など有意義な研修会を終了しました。

十二月の事務相談所あんない

十二月 九日(火)川上町開発センター
十二月 十日(水)北房町商工会
十二月 十五日(月)新見商工会議所
十二月二十五日(木) 〃

杉田 治子さん



大鳥精磁(株)備中磁業所で営業関係及び事務、それに製品検査を担当の文字どおり職場の花。平松所長の言を借れば明るくて思いやりがあり、仕事も正確で早いと手ばなし。都会的センスと田舎の純朴さを併せ持つ二十二歳で只今花婿募集キャンペーン実施中。五十四年三月神戸女子短大を卒業し音楽観賞、華道、卓球を趣味とする備中町長屋にお住まいの一人娘。

□第二〇〇号/昭和五十五年十一月十五日発行

□編集発

財岡山県社会保険協会(岡山市津島新野一―一三二岡山社会保

略内) ☎(〇八六二)

五三―八六二六 □印刷/広和印刷(株)